

東日本大震災被災者の皆さまに対する災害復旧支援資金の取扱開始について

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災により被害を受けられた皆さまに対しまして、心からお見舞い申し上げます。

J Aさいたまでは、この度の東日本大震災により被災された皆さまの災害復旧に少しでも役立てていただくため、下記のとおり災害復旧にかかる支援資金の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

記

	J Aリフォームローン
対象者	東日本大震災により被害を受けた個人の方（原則、市町村長による罹災証明書をご提出いただきます）
資金使途	災害復旧にかかる本人またはその家族が居住するための、住宅の増改築・改装・補修資金等
融資金額	500万円以内
融資期間	10年6ヶ月以内
利率	変動金利 年0.975%
保証料	埼玉県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。（一括前取方式） 正組合員 年0.40%・准組合員 年0.60%
取扱期間	平成23年4月1日から平成23年9月30日まで

その他詳しい商品内容は、当J A窓口までお問い合わせください。

お申込みに際しましては、当J A所定の審査をいたします。

審査結果により、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。